

平成 25 年 5 月に開催する伊勢市議会報告会実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、平成 25 年 5 月に伊勢市議会が開催する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施日及び開催場所）

第 2 条 報告会は、次のとおり開催する。

- (1) 平成 25 年 5 月 23 日（木） 伊勢商工会議所 5 階大ホール
- (2) 平成 25 年 5 月 24 日（金） ハートプラザみその多目的ホール
- (3) 平成 25 年 5 月 27 日（月） 小俣図書館 2 階ホール
- (4) 平成 25 年 5 月 28 日（火） 二見老人福祉センター集会室

（報告内容）

第 3 条 報告会の報告内容は、次のとおりとする。

- (1) 議会改革への取組状況
- (2) 平成 25 年度当初予算の審議状況
- (3) 議会の市政に対する提言・提案事項

（報告会の体制）

第 4 条 報告会は、議会改革特別委員会が中心になって開催する。

2 報告会は、議会改革特別委員会及び平成 25 年 3 月議会において設置された予算特別委員会委員並びにその他の議員をそれぞれ 4 班に分けて、各班が第 2 条に規定する開催場所を 1 箇所ずつ担当する。

(報告会での役割)

第5条 報告会における司会進行役、報告者、記録者は、各班において協議し、調整する。

(報告会の市民への周知)

第6条 報告会の開催に当たっては、いせ市議会だより及び伊勢市議会ホームページに掲載して市民への周知に努めるものとする。

(報告会の内容)

第7条 報告会の開催時間は、1時間30分程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

→詳細は別紙のとおり

- (1) 開会挨拶
- (2) 報告
- (3) 質疑応答
- (4) 意見・提言等
- (5) 閉会挨拶

(配付資料)

第8条 報告会での配付資料は、共通資料とする。

(結果報告等)

第9条 報告会の結果の報告等は、報告会終了後、伊勢市議会ホームページ及びいせ市議会だよりに掲載して行うものとする。

2 市政に対する要望・提言等は、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。